

岩 監 第 56 号

令和 7 年 9 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県監査委員 五日市 王

岩手県監査委員 川 村 伸 浩

岩手県監査委員 五 味 克 仁

岩手県監査委員 中 野 玲 子

令和 6 年度岩手県内部統制評価報告書の審査について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により審査に付された令和 6 年度岩手県内部統制評価報告書について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

# 令和6年度岩手県内部統制評価報告書審査意見書

## 第1 審査の対象

審査の対象は、知事から提出された令和6年度岩手県内部統制評価報告書である。

## 第2 審査の方法

令和6年度岩手県内部統制評価報告書の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された内部統制評価報告書について、内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料と照合精査するとともに、評価対象年度について実施した監査等によって得られた知見に基づき検証を行い、厳正に実施した。

## 第3 審査の結果

令和6年度岩手県内部統制評価報告書について、前記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は適切であると認められた。

なお、定期監査において、内部統制の対象事務について、再発防止の取組が不十分な機関のほか、留意改善を要する事項が認められた機関が確認されたことから、各機関における内部統制に対するより一層の意識の向上を図るとともに、制度の更なる充実強化に努められたい。